

宜野湾市障害者就労支援推進事業登録事業者募集要項

(市役所本庁玄関前における障害者就労施設等の PR 事業)

1. 目的 市民に対し、障がい福祉に対する理解、啓発を深め、障がい者の就労を支援する施設等の活動を PR する機会とし、障がい者の自立の促進に資することを目的とする。
2. 主催 宜野湾市
3. 実施日 毎週木曜日。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日を除く。
4. 開始時期 詳細については、沖縄県緊急事態宣言解除後に登録事業者へご案内します。
5. 場所 宜野湾市役所本庁玄関前 ※別紙図面参照
6. 対象事業所
 - (1) 障害者総合支援法に基づく事業所
 - ア 就労継続支援事業所（A 型・B 型）
 - イ 就労移行支援事業所
 - ウ 地域活動支援センター
 - エ 生活介護事業所
 - オ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援及び就労継続支援を行う施設に限る）
 - カ 障害者基本法に基づく助成を受けている小規模作業所
 - (2) 障がい者を多数雇用している企業
 - ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）」に基づく特例子会社
 - イ 次に掲げる要件の全てを満たす事業所
 - ① 障害者の雇用者数が 5 人以上であること。
 - ② 障害者の割合が従業員の 20%以上であること。
 - ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30%以上であること。

(3) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者等

ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者
(在宅就業障がい者)

イ 在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体(在宅就業支援団体)

(4) (1)に準ずる者として、障害者総合支援法に規定する就労継続支援事業所等を利用する障がい者の製作品、生産品の販売促進等の事業を行う者

7. 内 容 各事業者における活動を紹介し、自社で製造・販売している製品などを PR する場とする。

※この事業は、販売が目的ではなく、各事業所の活動を市民へ PR する機会であり、各事業所で取り扱う製品等を紹介し、障がい福祉への理解・啓発を図ることが目的であり、障がい者の自立の促進につながるひとつの取り組みである。

8. 留意事項 ① 製品の PR にあたり、責任者を置くこと。

② 製品の搬入・搬出、陳列は各事業所で行う。

※管理、保守保全、並びに清掃は事業所の責任となります。開催中の天災、事故等に伴う破損及び盗難についての一切の責任は各事業者が負う。

③ 調理は不可。また、試飲、試食は衛生面の観点から禁止とする。

④ 活動は、市が指定するエリアで行うものとする。

⑤ 1 事業者あたりの使用できる範囲は、おおよそ折り畳み会議用テーブル 1 台分とする。

⑥ 会場で使用する機材は各自で用意すること。

⑦ この事業の評価のために、障がい福祉課から報告を求められた場合は協力することとする。

9. 応募方法 (1) 事業所登録申込書(様式第 1 号)に必要事項記入の上、メールか郵送で、障がい福祉課宛に提出すること。

【郵送先】〒901-2710 宜野湾市野嵩 1 丁目 1 番 1 号

宜野湾市役所 障がい福祉課まで

【メール】 Fukusi15@city.ginowan.okinawa.jp

※緊急事態宣言下での窓口提出は行わない。

- (2) 登録については、障がい福祉課から通知する。
- (3) 各事業所の配置については、障がい福祉課で決める。応募多数の場合は、グループ分けなど行い隔週開催など開催方法を調整する場合があります。

10. 募集期間 令和3年7月12日(月)～8月2日(月) 17:00

※緊急事態宣言が延長した場合は、変更になる場合がある。

その他 【注意事項】

- ・新型コロナ感染拡大防止が最優先となりますので、販売の際は、マスク着用、消毒、販売の方法等についても最大限の取り組みをお願いします。
- ・新型コロナウイルス感染症予防のため、中止となる場合があります。予めご了承ください。

12. 問合せ先 宜野湾市障がい福祉課自立支援係

宜野湾市野嵩 1-1-1

電話 098-893-4427 (直通)

担当 仲里・福地・富